

## さいたま市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例（案）

さいたま市公衆浴場法施行条例（平成24年さいたま市条例第78号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前						
別表第1（第4条―第7条関係） <table border="1"><tr><td>1～30 [略]</td></tr><tr><td>31 <u>7</u>歳以上の男女を混浴させないこと。</td></tr><tr><td>32・33 [略]</td></tr></table>	1～30 [略]	31 <u>7</u> 歳以上の男女を混浴させないこと。	32・33 [略]	別表第1（第4条―第7条関係） <table border="1"><tr><td>1～30 [略]</td></tr><tr><td>31 <u>10</u>歳以上の男女を混浴させないこと。</td></tr><tr><td>32・33 [略]</td></tr></table>	1～30 [略]	31 <u>10</u> 歳以上の男女を混浴させないこと。	32・33 [略]
1～30 [略]							
31 <u>7</u> 歳以上の男女を混浴させないこと。							
32・33 [略]							
1～30 [略]							
31 <u>10</u> 歳以上の男女を混浴させないこと。							
32・33 [略]							

### 附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。